

令和6年産水稻種子の「イネばか苗病」に係る対策方針

令和6年2月2日
千葉県農林水産部
千葉米改良協会
全農千葉県本部

1 対策方針の趣旨

イネばか苗病（以下、「本病」という。）が採種ほ周辺で発生すると、その胞子が飛散し、採種ほの種子粒に付着する可能性があり、健全な種子の安定確保ができなくなるおそれがある。

そこで、県下全域で本病の発生を減らし、本病の罹病のない優良種子を生産・確保するため、イネばか苗病対策（以下、「本対策」という。）を実施する。

2 令和6年産に向けた取組について

一般生産者における本病の発生原因としては、不適切な種子消毒の実施や自家採種種子の使用等、種子に起因するところが大きいことが考えられた。そこで、県下全体の取組として、①正しい方法による種子消毒の徹底、②種子消毒後の再汚染を防ぐための作業場等の清掃、③種子更新の呼びかけ、④育苗箱での発病苗の抜取りの4つの対策を重点に、様々な広報手段により採種ほ地域外の生産者も含めて「イネばか苗病発生ゼロ」の協力を呼びかける。

採種ほ周辺では、発生程度の大きなほ場を確実に減らしていくため、栽培前から採種ほ周辺の一般生産者の特定と、発生を未然に防ぐための協力を依頼する。

また、ちばエコ農業、特別栽培、有機農業等の化学合成農薬の削減に取り組む生産者（以下、「ちばエコ農産物生産者等」という。）の種子消毒対策の徹底を継続する。

3 推進体制について

(1) 県段階

県は、千葉米改良協会、全農千葉県本部等と連携しながら、関係機関・団体へ本対策の協力を依頼する。また、地域段階における取組状況を把握し、特に採種ほ周辺で効果的に実施されるよう、本対策を推進する。併せて、本病に係る調査や試験を継続して行う。

千葉米改良協会は、優良種子生産を進めるため本対策を実施し、種子粒確保を図る。

全農千葉県本部は、県産種子粒の利用を推進するため本対策を実施し、県産種子粒の販売を行う。

(2) 地域段階

農業事務所は、地域における本対策を効果的に進めるため、採種組合、農協及び市町村等の関係機関・団体と推進体制を構築し、役割分担を明確にする。その役割分担の下で、農業事務所、採種組合、農協及び市町村等は、本対策を実施する。

なお、必要に応じて採種ほ隣接の市町村や農協とも連携を図り推進する。

4 取組方法について

(1) 県全体の取組

県、千葉米改良協会、全農千葉県本部は、種子更新の呼びかけと本病の注意喚起及び防除対策のチラシの作成を継続し、農協、米集連、農薬販売店に対して周知する。

また、地域段階では、関係市町村、共済組合、土地改良区、農家組合（回覧）などに周知する。

県と全農千葉県本部は、各種広報誌等で本病に関する記事の掲載や、種子消毒に関する動画を活用し、正しい種子消毒の周知と種子消毒後の再汚染を防ぐため作業場等の清掃を呼びかける。

千葉米改良協会は、採種組合に対して本病の対策に係る活動助成を行う。

生産振興課は、関係機関・団体（市町村、農協、土地改良区、共済組合等）に対し、本対策の周知と協力を依頼する。また、畜産課や安全農業推進課等と連携し、飼料用米生産者、ちばエコ農産物生産者等に対して、正しい種子消毒方法の実施に向けた周知を図っていく。

農業事務所、農協は、水稻栽培技術に係る研修会や集落営農推進等の各種説明会等で、引き続き講習を実施する。生産者を対象に、ばか苗病予防チェックシートを配布し、正しい消毒方法の周知に努める。

(2) 採種ほ周辺での取組

ア 地図の作成と耕作者の把握

採種組合は翌年度の採種ほ場を早急に決定し、農協は速やかに採種ほ場及びその周辺ほ場の耕作者を特定して地図に記録する。地域外の耕作者の特定は、生産振興課が市町村、土地改良区、共済組合等へ協力を依頼し、農業事務所は地域内の関係機関、団体と連携して進める。

イ 採種ほ周辺の一般農家への協力依頼

農業事務所と農協は、過去3年以内に、採種ほ周辺（200m以内）で本病が発生した生産者に対して、確実に防除対策が実施されるように技術的支援を行う。農業事務所、採種組合、農協は、分担して個別巡回を行い、優良種子確保のために理解と協力を得る。

採種組合と農協は、採種ほ周辺の一般農家に本病の防除効果が高い薬剤の塗沫処理種子の利用や消毒薬吹付済種子の活用を働きかける。担い手支援課及び農業事務所は、塗沫処理種子や吹付済種子の利用についての技術的支援を行う。

ウ 飼料用米生産者及びちばエコ農産物生産者等の種子消毒の徹底

生産振興課と県・地域農業再生協議会は、飼料用米生産者に対して、チラシ配布等による防除対策の周知を行う。併せて、多収品種については、畜産課、日本草地畜産種子協会の協力を得て、種子購入者に対してチラシ配布による周知を行う。また、

千葉米改良協会と全農千葉県本部は、消毒薬吹付済の「アキヒカリ」種子（県外産）を確保し、採種ほ地域（一部）に配布する。

生産振興課は、安全農業推進課と連携し、ちばエコ農産物生産者等に対して、研修会やチラシの配布などにより、種子消毒時の温湯消毒と微生物農薬を組み合わせた消毒方法を推進する。

エ 育苗巡回の実施

採種組合及び農協は、前年に本田で本病が発生した生産者を優先し、採種ほ周辺の生産者に対し育苗巡回を行う等育苗状況の情報を収集し、本病の発生有無の確認に努める。

育苗巡回時に本病の発生があった場合は、①他の苗の使用、②採種ほに影響のあるほ場に当該苗を移植しないこと、③発病苗の抜取り等を依頼する。協力を得られない場合は、採種ほ場の変更等で対応する。

オ 啓発看板（標札）の設置

千葉米改良協会は、採種組合に本対策等を記載した標札を配付する。採種組合は、標札を3月末までに設置し、周辺に採種ほがあることや本病の発生に留意することを周知する。

カ 研修会の開催

生産振興課と担い手支援課は、採種組合、農協、農業事務所を対象に、本病への対処に必要な正しい知識を習得するための研修を行う。

担い手支援課、農林総合研究センターは、技術支援に必要な資料を目的に応じて作成する。

生産振興課及び農業事務所は、採種組合や巡回確認者に対し、本病を確実に確認できるよう研修会を開催し、本病の罹病がない優良種子の生産指導を行う。

農業事務所は、採種組合、農協と連携し、本病の判別等、正しい知識の共有に努めるとともに、作物担当以外の職員も日頃の業務において本病の発生確認が行えるよう研修会を開催し、発生確認を効果的に行う。

キ 採種ほの団地化

地域計画策定や見直しのための地域の話し合いの実施、農地中間管理機構の活用により、採種組合は、採種ほの集積・集約化を進め、本病発生リスクの軽減を図る。

また、農業事務所、市町村はこれを支援する。

ク 本病の影響を受けた採種ほ場の変更


種子生産者は、前年に採種ほ周辺のほ場において本病が発生し、不合格又はほ場審査取り下げを行った採種ほを有する場合は、当該採種ほの変更を行うなど、種子計画の確実な履行に努める。

5 本病の発生確認の実施について

(1) 協力体制について

採種組合、農協、農業事務所等は、発生確認の実施について協力体制をとり実施することとする。

(2) 発生確認方法について

項目	時期	実施者	巡回確認内容及び審査対応
採種ほの届け出	5月31日まで	○採種組合は、採種ほを農業事務所に届け出る	
発生有無の確認(周辺ほ場)	おおむね移植1か月後	○採種組合及び農協 発生有無の確認 ○農業事務所 確認・指導	5月31日までに農業事務所に届け出をした採種ほから、200m以内のほ場における本病の発生有無を確認する(※)  発生があった場合は、農業事務所に連絡し、農業事務所が確認し、対応指導する。

(※) 周辺ほ場における発生有無の確認は、以下のとおりに効率的に実施する。

ア 採種ほ場から70m以内のほ場確認は、1筆ごとに畦畔から行う。

イ 採種ほ場から70m～200m以内のほ場確認は、採種ほ場から100m程度の距離から行う等、1筆ごとに畦畔からの確認を行わないものとする。

〔 確認は、原則として対象ほ場に近づいて行う。ただし、谷津田等で周囲を山林に囲まれているほ場や物理的に確認が困難な場合は除く。 〕

(3) 移植1か月後の確認に当たっての留意点

ア 確認漏れは優良種子生産に大きな影響を及ぼすことから、確実に行う。また、移植時期がほ場によって異なることから、確認は2回に分けて行う等、地域の実情に応じて実施する(早植えの場合には、5月下旬頃から行うと発病が確認しやすい)。

イ 確認方法は、各採種組合で、組合員等の中から地区(支部)ごとに巡回確認者を選定し、複数人で巡回確認を行うこととし、確認漏れがないように行う。

ウ 確認に当たっては、採種組合、県、関係機関・団体が採種ほ場や発生のあったほ場を迅速に特定して対応できるよう、地番が記載された地図に採種ほ場の印をつけた地図を事前に用意して行う。

エ 地図は、採種組合が、関係機関・団体と連携して地番が記載された地図を用意し、作成する。

オ 種子生産者は、移植1か月後の発生有無の確認とは別に、日頃の農作業時に本病の発生に気がついた場合は農業事務所に報告する。